

スクールソーシャルワーカーに求められる
専門役割と専門機能についての一考察
～山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業の現状から～

栗原拓也 伊東美鈴
中村彩香 渡邊隆文

An examination of the particular/specific roles and
function demanded of school social workers :
The current state of Yamanashi prefecture's school
social workers service

Takuya Kurihara, Misuzu Ito,
Ayaka Nakamura, Takafumi Watanabe

抄 録

文部科学省は2008年（平成20年度）より全国で141地域の小中学校でソーシャルワーカーを配置するスクールソーシャルワーカー活用事業を15億円の予算を導入し開始した。しかし、スクールソーシャルワーカーとなれる人材要件を見ると、ソーシャルワーカーの国家資格でもある社会福祉士および精神保健福祉士だけではなく、それ以外にも臨床心理士や教育関係者も可能であった。そのため、スクールソーシャルワーカーを担っている人材の半数以下が社会福祉士および精神保健福祉士で、他は退職校長や家庭児童相談員などが担っている状況である。

本稿では、山梨県で実施されているスクールソーシャルワーク活用事業の概要ならびに担っている人材について調査を行った。現状の報告および結果からスクールソーシャルワーカーに求められる専門役割や専門機能について考察を試みた。

キーワード：スクールソーシャルワーク

専門役割

専門機能

Ⅰ. はじめに

文部科学省の学校問題行動に関する調査によると、暴力行為は小学校では5,214件、中学校では36,803件あった。状況別では生徒間の暴力行為が28,396件で最も多く、器物損壊15,718件、対教師暴力6,959件、見知らぬ人への暴力1,683件であった。校内での暴力は47,935件で、全体の20%ほどの学校で起こっている。原因として、文部科学省が教育委員会への聞き取りを行った際には、「感情をコントロールできない児童生徒や規範意識が低い児童生徒が増加している」との回答であったことが報告された。

いじめについては、認知件数は小学校では48,896件、中学校では43,505件であった。いじめによる自死を選んだ児童生徒は5人おり、深刻な状況であるとした。近年では、インターネットを介したいじめ、いわゆるネットいじめもあり、本人がわからないところで中傷されるため学校では把握しにくいのが現状であり、文部科学省では対応マニュアルを作成し各学校に配布する予定である。

このように、暴力行為、いじめだけでなく、不登校、児童虐待など、学校現場は様々な困難や課題を抱えており、これまでも児童生徒に対し様々なサービスを実施してきた。例えば1995年に開始されたスクールカウンセラー派遣事業がそれである。しかしながら、児童生徒への心理的アプローチだけではなく、家庭環境や学校環境、地域環境にも働き掛けながら児童生徒の支援を行う必要性について、2005年から3年間大阪府によるスクールソーシャルワーカー配置事業により行われ、その必要性が求められた。

これを受けて、文部科学省では2008年度より全国141地域においてスクールソーシャルワーカー活用事業を開始した。文部科学省の説明によると、スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働きかけたり、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化するため、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネートを行うこととされている。

担うべき人材は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しており、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととしている。

本稿では、山梨県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の現状報告と、実際に実践を行っているスクールソーシャルワーカーへの調査から、学校現場に必要とされている環境への働きかけなどの専門役割や専門機能について考察を行った。

Ⅱ. 山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業について

山梨県における不登校、不登校の出現率は3.67%で全国平均を大幅に上回っており、中でも中学校における数値は2004年より増加をしており、2007年の調査では1,008名の不登校がいると報告されている。

このような状況下で、山梨県では2008年度5月よりスクールソーシャルワーカー6名

の体制で事業が開始された。6月に1名、9月に1名、10月に3名が追加採用され、全11名での事業が10月より開始された。

スクールソーシャルワーカーが配置されている場所は、山梨県を4つの地域にわけ、その地域にある教育事務所に配置されており、そこから事務所内管轄の小中学校へ派遣されている。

以下、2007年度の小学校及び中学校数と児童生徒数の統計表である（山梨県教育委員会作成、平成19年度教育便覧より）。

表II-1

	A教育事務所	B教育事務所	C教育事務所	D教育事務所
教育委員会	9つ	4つ	6つ	13つ
小学校数	84校	44校	27校	59校
小学生数	26,998人	8,803人	3,103人	11,726人
中学校数	39校	16校	15校	30校
中学生数	13,279人	4,350人	1,822人	6,428人
管轄学校数 (小学校+中学校)	123校	60校	42校	89校
スクールソーシャルワーカー配置数	4人	2人	2人	3人

2008年のスクールソーシャルワーカーの配置検討時に参考になった数値である。各教育事務所の管轄する学校数および児童生徒数から配置人数が以上のように決定した。

III. 調査

山梨県でスクールソーシャルワーカーとして勤務している11名を対象にアンケート調査を配布し、郵送で回答を返送してもらった。

質問紙の内容は、1) 教育分野、福祉分野で働いた経験、取得している資格など個人に関する事項、2) 担当ケース数や業務内容、相談内容に関する事項、3) 業務上、抱える困難に関する事項（自由記述）の各事項について回答してもらった。

IV. 結果

調査で得られた結果について以下に述べる。上記のように調査対象者であるスクールソーシャルワーカーが11名であるため、集計表は巻末に資料として添付する。また、項目によっては無効回答票や複数回答がある。

1. スクールソーシャルワーカーの男女比：男7名、女4名
2. 年代：20代：3名、30代2名、40代1名、50代1名、60代4名
3. 最終学歴：大学卒10名、大学院卒1名

4. 教育分野での勤務経験：あり3名、なし8名 ※常勤・非常勤を問わない。
5. 福祉分野での勤務経験：あり6名、なし5名 ※常勤・非常勤を問わない。
6. 教育分野での勤務年数：最低値1年、最高値39年
7. 福祉分野での勤務年数：最低値1年、最高値35年
8. 有する資格について（複数回答）：社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、小学校教員3名、中学校教員1名、高等学校教員1名、保育士1名、臨床心理士1名、その他（福祉住環境コーディネーター、学校カウンセラー、児童福祉司、図書館司書など各1名）
9. 担当ケース数（有効回答7名）：50ケース（内訳：小学校22、中学校28）
10. 関与している学校数（有効回答数7名）：34（内訳：小学校16、中学校18）
11. 主たる業務内容（複数回答）（有効回答数7名）；
児童生徒の相談：4、保護者・家族の相談：6、教職員の相談7、家庭訪問：3、授業観察：3、ケース会議の開催：7、他機関連携：5、講演や研修の講師：5、校内委員会への参加：1、雇用先との打ち合わせ：1
12. 主たる相談内容（上位3つ）（有効回答数4）；
不登校：4、いじめ：1、暴力行為：2、非行・不良行為：1、発達障害：3、家庭環境：2、保護者と教職員の関係：1
13. 学校での窓口となる人（上位3つ）（有効回答数7名）；
校長：2、教頭：4、生徒指導主任：4、養護教諭：2、不登校担当教員：1、スクールカウンセラー：1
14. 連携を図った関係機関（複数回答）（有効回答数7名）；
教育相談室等：5、適応指導教室：3、児童相談所：5、福祉事務所：3、家庭児童相談室：3、民生・児童委員：1、保健所：2、小児科医：1、精神科医：1、臨床心理士：2、精神保健福祉士：1

V. 考察

1) 教育分野、福祉分野で働いた経験、取得している資格など個人に関する事項

山梨県では、ソーシャルワーカーとして社会福祉士および精神保健福祉士を有するスクールソーシャルワーカーが合計で6名おり、ソーシャルワーカー養成教育を受け、かつ国家資格を有しているところから、ソーシャルワーカーの役割と機能を意識し活動していると考えられる。

2) 担当ケース数や業務内容、相談内容に関する事項

スクールソーシャルワーカー活用事業が開始して半年が経過し、担当ケース数が平均すると1人につき7ケースとなっている。これは、学校からの相談を受ける数と関連しているため、まずは学校からの相談を受けて、児童生徒、家族への支援が展開されていると考えられる。

主たる相談内容の中では、不登校に関する相談が多くあげられており、学校側が試行錯誤して対応しながらも効果が得られず、スクールソーシャルワーカーの派遣要請に至るケースがほとんどである。

以前、不登校児を矯正教育しようとして、暴行を加え死亡させた、いわゆる「戸塚ヨットスクール事件」がある。子どもだけに焦点を当てても、適応できる環境がなければ不適応解消は難しい。だからこそ、子どもだけに焦点をあてるのではなく環境だけに焦点を当てるともなく、子どもと環境とのその両方をアセスメントし、チームアプローチをすることが必要である。

また、特別支援学級に通級する生徒からも相談を受けており、いわゆる発達障害児童への支援についても検討の余地がある。学校には特別支援教育コーディネーターがおり、その役割は広範囲かつ多岐に渡っており、附随する問題もまた広範囲かつ多岐に渡るために、学校教育の中での支援の範疇を越えてしまい、特別支援教育コーディネーターのみでの対応は困難であると考えられる。

そこで特別支援教育において、特別支援教育コーディネーターは校内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口など教員としての立場や専門性を生かした支援、スクールソーシャルワーカーはソーシャルワーカーとしての立場や専門性を生かした支援を行うことが担えると考えられ、スクールソーシャルワーカーが特別支援教育コーディネーターとともに、担任や特別支援学級担当教員と連携を持ち、それぞれの役割を理解し分担しての支援が可能であろう。

また、連携を図った機関をみるとわかるように、市町村福祉行政の中で福祉事務所や家庭児童相談室などを活用していることから、地域で生活している児童生徒・家族への支援として福祉行政を活用していることが考えられる。福祉行政は主に子育て支援策として、他の福祉サービスを活用しながらスクールソーシャルワーカーが行政と協働して児童生徒・家族を支援していく必要があると考えられる。

近年、核家族化により祖父母が子育てに参加することが少なくなっていることや地域でのつながりが弱まり、地域全体で子育てをしていくというような考え方もなくなりつつあるといわれている。このような状況から子どもたちは父母以外の大人と関わる機会も減少し、社会性を身につけることが困難となってきたことも考えられる。

また、経済的な安定が難しい傾向にあるひとり親家庭だけでなく、両親がいる家庭も多く見受けられ、経済的な支援等が必要である。前述したように近年の核家族化や地域との関わり合いの減少により保護者が育児に不安や悩みを抱えながらも1人で抱え込み、誰にも相談できないまま子育てを続ける環境が出来やすくなっている。

スクールソーシャルワーカーは相談援助活動を通じて、必要に応じて地域の子育て支援センターや子育てサークル、児童相談所等に相談者である児童生徒、家族をつないでいくというような相談者を孤立させない対応が求められる。家族を支援することで家庭に精神的安定が戻り、結果として児童生徒を支援していくことにもつながると考えられる。

3) 業務上、抱える困難に関する事項 (自由記述)

スクールソーシャルワークについて学校現場の理解の不足、認知の不足などがあげられた。また、スーパーバイザーを必要としていることや、スクールソーシャルワーカー同士の研修会、事例検討会を行いたいとのことであった。これらは相談援助活動を行う上で支援困難なケースである場合、スクールソーシャルワーカーが相談する場所、機会が十分ではないとのことであると考えられる。ソーシャルワーカーは、常に自己研鑽をしながら自己覚知を深めていくことで援助の質を高めることが求められている。

VI. まとめ

考察でまとめたように、スクールソーシャルワーカーはどのようなことが担えるのか、また担う必要があるのか、主にスクールソーシャルワーカーとして求められる役割について論じた。

子どもに関わる主体は教職員であってスクールソーシャルワーカーではない。毎日教員は子どもと接しているため、スクールソーシャルワーカーは情報収集のためにケース会議を行う必要がある。ケース会議で情報を収集することで、関係機関とケースに合ったチームアプローチを行うこと、つまり連携機関との調整を行うコーディネート機能が必要になるのではないだろうか。

例えば、不登校児の場合、教育センターや子どもの面接担当者、適応指導教室等の社会資源がある。これらの社会資源と連携し、チームアプローチを行うことで不登校児への支援の共通認識を確認し合うことができる。このように地域全体で児童生徒、家族を見守っていくことを可能にするネットワークがスクールソーシャルワーカーの重要な業務の一つであり、そこから児童生徒・家族への支援が展開されていくためには必要である。児童生徒、家族に対して、学校と社会資源と協働して、支援をしていくことがスクールソーシャルワーカーにとって重要であるといえる。

VII. おわりに

2008年度から開始されたスクールソーシャルワーカー活用事業について、山梨県における現状から、その求められる役割と機能について考察をした。ソーシャルワーカーを養成する機関に属する者として、スクールソーシャルワーカーの養成だけではなく、ソーシャルワークについてのサービスの質、地域へスクールソーシャルワークの認知・啓発活動等を行いながら、スクールソーシャルワーカーと協力して児童生徒・家族のwell-beingを高めていくことができると考えている。調査にご協力いただいた山梨県のスクールソーシャルワーカーの皆様へ感謝し、今後のご活躍を祈念いたします。

文献

栗原拓也 (2008) 「学校におけるソーシャルワーク実践に関する一考察」 健康科学大学紀要第4号

【調査集計表】

1. スクールソーシャルワーカーの男女比：男7名、女4名

男	女
7	4

2. 年代：20代：3名、30代2名、40代1名、50代1名、60代4名

20代	30代	40代	50代	60代
3	2	1	1	4

3. 最終学歴：大学卒10名、大学院卒1名

大学卒	大学院卒
10	1

4. 教育分野での勤務経験：あり3名、なし8名

あり	なし
3	8

※常勤・非常勤を問わない。

5. 福祉分野での勤務経験：あり6名、なし5名

あり	なし
6	5

※常勤・非常勤を問わない。

6. 教育分野での勤務年数：最低値1年、最高値39年

7. 福祉分野での勤務年数：最低値1年、最高値35年

8. 有する資格について（複数回答）：社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、小学校教員3名、中学校教員1名、高等学校教員1名、保育士1名、臨床心理士1名、その他（福祉住環境コーディネーター、学校カウンセラー、児童福祉司、図書館司書など各1名）

社会福祉士	精神保健福祉士	小学校教員	中学校教員	高等学校教員	保育士	臨床心理士
5	1	3	1	1	2	1

9. 担当ケース数（有効回答7名）：50ケース（内訳：小学校22、中学校28）

10. 関与している学校数（有効回答数7名）：34（内訳：小学校16、中学校18）

11. 主たる業務内容（複数回答）（有効回答数7名）：

児童生徒の相談：4、保護者・家族の相談：6、教職員の相談7、家庭訪問：3、授業観察：3、ケース会議の開催：7、他機関連携：5、講演や研修の講師：5、校内委員会への参加：1、雇用先との打ち合わせ：1

児童生徒の相談	保護者・家族の相談	教職員の相談	家庭訪問	授業観察
4	6	7	3	3
ケース会議の開催	他機関連携	講演や研修の講師	校内委員会への参加	雇用先との打ち合わせ
7	5	5	1	1

12. 主たる相談内容（上位3つ）（有効回答数4）：

不登校：4、いじめ：1、暴力行為：2、非行・不良行為：1、発達障害：3、家庭環境：2、保護者と教職員の関係：1

不登校	いじめ	暴力行為	非行・不良行為	発達障害	家庭環境	保護者と教職員の関係
4	1	2	1	3	2	1

13. 学校での窓口となる人（上位3つ）（有効回答数7名）：

校長：2、教頭：4、生徒指導主任：4、養護教諭：2、不登校担当教員：1、スクールカウンセラー：1

校長	教頭	生徒指導主任	養護教諭	不登校担当教員	スクールカウンセラー
2	4	4	2	1	1

14. 連携を図った関係機関（複数回答）（有効回答数7名）：

教育相談室等：5、適応指導教室：3、児童相談所：5、福祉事務所：3、家庭児童相談室：3、民生・児童委員：1、保健所：2、小児科医：1、精神科医：1、臨床心理士：2、精神保健福祉士：1

教育相談室、教育センター	適応指導教室	児童相談所	福祉事務所	家庭児童相談室	民生・児童委員
5	3	5	3	1	1
保健所	小児科医	精神科医	臨床心理士	精神保健福祉士	
2	1	1	1	1	

Abstract

In 2008, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology introduced a service which meant that school workers were sent to 141 public schools throughout Japan. This service was allotted 1.5 billion yen. The position of school social worker did not demand either a social worker or psychiatric social worker qualification. Less than half of the employed social workers held national certification. The rest were made up of clinical psychologists and other of educational background; retired principal, home child consultants, etc.

This report investigated the impact of this move. The role of the social worker in a school and how they carry out their duties. The specialized role and function of school social workers are presented in this report.

Key Words : school social work (social work in school)
peculiar roles
peculiar function